



台湾:休業命令を受けた企業の従業員に対する賃金支払義務について

執筆者:孫 櫻情、今泉 勇、孫 創洲

※ 本ニュースレターは2021年5月26日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

台湾における近時の新型コロナウイルス(COVID-19)感染症(以下「本感染症」といいます。)の急速な拡大により、対策本部である台湾中央感染症指揮センター(以下「指揮センター」といいます。)は、2021年5月11日から全国の娯楽施設(バー、ナイトクラブ、カラオケ、スポーツジム、ゲームセンター等)について、またその後同月19日から全国の展示施設又は運動施設(展示会場、映画館、体育館、美術館、博物館等)及び教育施設(図書館、生涯学習センター、訓練センター等)について、休業命令に踏み切りました。加えて、上記の場所以外の各民間事業所についても、各地方政府が感染予防強化措置又は休業措置(消毒作業を行うための休業措置も含む。)を命令しています。地方政府の措置の対象範囲及び内容は、地方政府毎に異なる部分がありますが、現時点では、工場やオフィス等が休業命令の対象となったという情報は見当たらず、基本的には不特定多数の人が滞在する場所(例えば、市場、夜市、宗教施設等)が規制対象とされています。これらの休業命令に違反した場合、主務官庁は、違反者に対して過料(6万~30万新台幣ドル)を科すことができます。

指揮センター又は地方政府の休業命令を受けた場合、当然に雇用主は休業を求められることとなりますが、他方で、当該休業命令期間中の従業員の賃金の取扱いについて、各命令自体には言及がないようです。この点については、労働部(日本の厚生労働省に相当します。)の前身に当たる行政院勞工委員会による既存の行政通達によれば、一般論として、「労使双方の責に帰すことのできない事由」により休業する場合、労使双方による別途の協議がある場合を除き、雇用主は賃金を支払う必要はないとされています。また、労働部2021年2月1日付け公告によれば、指揮センター又は地方政府の休業命令を受け休業する場合、「労使双方の責に帰すことのできない事由」による休業に該当すると考えられ、休業期間の賃金については(労働契約に従わずとも)労使双方による別途協議により決定できるとされています(他方で、休業命令対象ではない各事業所の自主休業の場合はその限りではなく、雇用主は休業期間の賃金を支払わなければなりません。)

以上の通り、休業命令を受け休業する場合、法的には、労使双方にて別途の協議が成立した場合を除き、雇用主が休業によ

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

る従業員の未出勤分について賃金を一切支払わなくても労働契約義務違反には当たらないこととなります。一方、実務上は、休業による従業員の生計への影響等を考慮の上、できる限り従業員と協議し合意の上、一部であっても賃金を支払うよう試みる事が重要と考えられます。

休業命令の範囲や従業員の賃金の扱いについては、本感染症の拡大状況次第で変更もありうるため、常に最新の規制動向の把握に努める必要があります。



ソン インチェン
孫 櫻倩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士*
西村朝日台湾法律事務所共同代表
i.sun@nishimura.com

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003-2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。2020年西村朝日台湾法律事務所共同代表に就任。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、および知財争訟等を中心に、日台間の幅広い渉外案件に従事。



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
i.imaizumi@nishimura.com

2004年東京大学法学部卒業。2006年弁護士登録。2013年ニューヨーク州弁護士登録。複数国での海外駐在経験を生かし、日系企業による台湾進出案件に集中的に関与。投資案件・紛争案件問わず、アジア諸国において各国外国法弁護士と緊密に連携して日系企業にアドバイスした豊富な経験を有する。



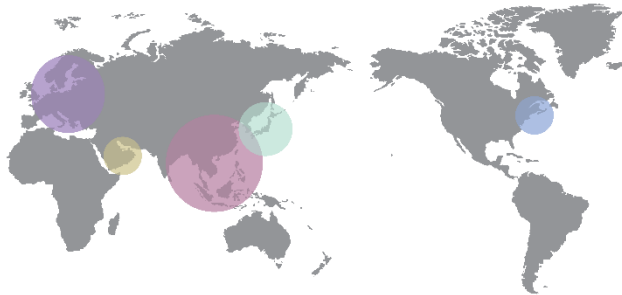
ソン ソウシュウ
孫 創洲

西村あさひ法律事務所 弁護士
c.sun@nishimura.com

2006年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2006-2007年萬国法律事務所、2009-2019年常在国際法律事務所(Tsar & Tsai 国際法律事務所)にて勤務。M&A、会社法、労働法、消費者保護法、再生エネルギー関連法令その他国際関係法務を中心に、日台間における様々な渉外案件を数多く手掛けている。

* 外国法共同事業を営むものではありません。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗

井垣太介

廣田雄一郎

伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康

高木謙吾

舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

パートナー 辰巳郁

浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart

小原英志

Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ

代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志

代表 東城聡

木下清太

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 大矢和秀

Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩

張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様ニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。